

Title	福澤諭吉と中津藩との関係：中津藩に対する福澤上書を中心として
Sub Title	Fukuzawa Yukichi's position in Nakatsu clan as reflected in the representation to his feudal lord of his policy of the clan reform
Author	昆野, 和七(Konno, Wahichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.26, No.3/4 (1953. 6) ,p.73(219)- 88(234)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19530600-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19530600-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 福澤諭吉と中津藩との關係

—中津藩に對する福澤上書を中心として—

昆野和七

福澤諭吉は幕末・明治維新當時の中津の藩政に對してどういふ態度をとつてゐたか、福澤は晩年の自叙傳の中で、次ぎのやうに語つてゐる。

私の心では眼中藩なしと斯う安心を極めて居ましたので、夫れから長崎に行き大坂に出て修學して居る其中に、藩の御用で江戸に呼ばれて藩中の子弟を教ふると云ふことをして居ながらも、藩の政廳に對しては誠に淡泊で、長い年月の間に只の一度も建白なんと云ふことをしたことがない。能く世間にある事で、イヤどうも藩政を改革して洋學を盛んにするが宜いとか、兵制を改革するが宜いとか云うことは書生の能く遣ふことだ、けれども私に限り唯の一度も云出したことがない。それと同時に自分の立身出世を藩に向て求めたことがない。どう云ふやうに自分を立て、貫ひたい、どう云ふやうに祿を増して貫ひたいと云ふやうは事は、陰にも陽にもどんな事があつても藩の長老に内願などしたことがない。そこで江戸に參つてからも、本藩の様子を見れば種々の事を試みて居る。兵制で申せば西洋流の操練を採用したことがある。けれども私はそれを宜いと云て譽めもしなければ惡いと云て止めたこと

もなし、又或は大に漢學を盛んにすると云て頻りに學校の改革などを企てたこともある。或は兵制は甲州流が宣いと云て法螺の貝を吹て藩中で訓練をしたこともある。それも私は只目前に見て居るばかりで、善いとも悪いとも一寸とも云たことがない。或時に家老の隱居があつて、大層政治論の好きな人で、私が家老の家に行たらば、其隱居が、どうも公武の間が甚だ穩かでない、全體どうも近衛様が爾うも有りさうもない事だとか、或は江戸の御家老中が詰らないとか云ふやうな慷慨論を頻りに云つて居る。爾う云はれると私も何か云ひさうな事だ、所が私は決して云はない。……(中畧) 爾う云ふ風に構へて、一切政治の事に就て口を出さうと思はない。(福翁自傳—王政維新の章「本藩に對して功名心なし」の一節)

又、他のところでは勤王佐幕の議論についてどうも語つてゐる。

前申す通り私は勤王佐幕など云ふ天下の政治論に少しも關係しないのみならず、奥平藩の藩政にまでも至極淡泊にあつたと云ふ其爲めに、茲に隨分心に快いことがある、と云ふのはあの王政維新の改革が行はれたときに、諸藩の事情を察するに、勤王佐幕の議論が盛んで、動もすれば舊大臣に腹を切らせるとか、大英斷を以て藩政改革とか云ふ爲めに、一藩中に爭論が起り、黨派が分れて血を流すと云ふやうなことは、何れの藩も十中八九、皆ソレであつた時に、若し私に政治上の功名心があつて、藩に行て佐幕とか勤王とか何か云出せば、必ず一騒動を起すに違ひない。所が私は黙つて居て一寸も發言せず、人が噂をすれば爾う喧しく云はんでも宜い、棄てて置きなさいと云ふやうに、極淡泊にして居たから、中津の藩中が誠に靜で、人殺しも何もなかつたのはそれが爲めだらうと思ひます。

(同上—一家經濟の由來の章「舊藩の平穩は自から原因あり」の一節)

以上の「福翁自傳」からの引用したところは、福澤が大體安政年間から慶應の末年約十年間に於ける中津藩に對する態度を述べたものと見做して宜いのであるが、果してこの回顧談の通りに、福澤は藩政に對して淡泊で何も云はなかつたのであるかと云ふと、さうではない。この回顧談は額面通りに受け取り難いのである。どうしても一應の註釋を付けて置かなければならない。「福澤自傳」は所謂回顧談であるから、史料としてそのまま論斷の根據とする譯けには行かない。自傳は事件の當事者が作成した文献ではあるけれども、事件の時と場所とに於て作成されたものでないから、若しも、事件の時と場所とに於て作成された他の史料が発見されるならば、その當否が判定されるのである。同じ自傳の中で、徳川幕府の政情については極めて淡泊で、例令ひ、幕府が存続しようが、或は潰滅しようが、どうでも宜いと思つて居た、いやそれどころではない、こんな幕府ならば潰した方がよいなどと放言して居たと語つて居るのであるが、（再度米國行の章「幕府を倒せ」の一節）、しかし或る時代には幕府の強化策を當路者に上書したことがある。慶應二年の七月、徳川幕府が長州藩の再征の最中、福澤は長州再征をもつて徳川幕府の勢力換回の爲めの好機會と見た。そして上書の中で福澤は、政府は英斷をもつて長州に臨み、一舉に長州を撃滅して、餘勢を驅つて諸大名を制壓、外國關係については政府に對して容喙を許さないやうにすべきであると冒頭して二ヶ條の提案をしている。その提案の第一は長州と外國との單獨外交の路を絶ち切り、其罪狀を世界各國に宣傳すること、その第二は内亂の鎮壓の爲めには外國の武器兵力に依頼しても構はないと云ふのであつた。福澤は當時（慶應二年）、一方では中津藩士として父祖傳來の下士として祿を食みながら、徳川幕府からは外國方の役人として旗本の待遇を受けてゐた。福澤は幕臣としての立場から尊王佐幕の論議に目安を付けて、討幕運動に對決する態度をとつていた。（拙稿「福澤諭吉の上書」―法學研究第二十三卷第八號及び

「自由民権運動に關する一考察」—史學第二十四卷第二、三號參照)

幕府に上書した慶應二年といへば福澤は第一回のアメリカ渡航についてヨーロッパ諸國の歴訪を経へたあとで、英學の研究も進み、政治思想についても餘程明確なものを有つてゐた時代であつた。假りに自傳に書いてゐる前掲の回顧談の中、中津藩に對しては身分上について何等求めるところはなかつたといふのは、それは證かであつたであらう。しかし、當時の英學の新知識たる福澤に對して藩の重役は折りに觸れて説を開くこともあつたであらうし、福澤も何等か入説したのではなからうか、私は久しく疑問にしてゐた。この點に關する限り、石河幹明氏の「福澤諭吉傳」の記述は資料が缺けてゐるやうに思はれた。「私は勤王佐幕など云ふ天下の政治論に少しも關係しないのみならず、奥平藩の藩政にまでも至極淡泊にあつた」と福澤は語つてゐるが、之れはそのまゝ受けとれない。彼れが幕府に上書したことは夙くから知られてゐてその資料の所在も判つてゐた。只發表されなかつただけのことである。「藩の政廳に對しては誠に談泊で、長い歲月の間只の一度も建白なんと云ふことをしたことはない。能く世間にある事で、いやどうも藩政を改革して洋學を盛んにするが宜いとか、兵制を改革するが宜いとか云ふことは書生の能く遣ることだ、けれども私に限り唯の一度も云出したことがない」と云つてゐるところは、どうも私は納得が行かない。幕府に對する上書であれほど明瞭な態度をとつてゐた福澤は、藩と對しても何等かの説があつて然るべきである。福澤の明治初年の思想活動を考えると、徳川幕府に對する立場と中津藩政に對する態度、それに「西洋事情」その他の國民一般に對する著作の三方面を検討することによつて、彼の思想上の基礎構造が理解されるのではなからうか。私は以上の理由から久しい間、中津藩政に關する上書に類するものがないかと捜してゐたのである。ところが一昨年、塾員服部禮次郎氏が奥平藩の賣立の中か

ら珍らしいものを入れたと報らせて呉れた。早速、その閲讀を乞ふたところが、之れは正しく中津藩當路者に對する福澤の上書の一部であつた。以下その全文を掲げて、少し許り解説を加へて置き度い。

### 御時務の儀に付申上候書付

去る午年西洋諸國と御條約御取結に相成、新規御改法有之候所、太平打續候餘り人の耳目に馴れざる義に付、御改法之御趣意は篤と承知も不仕、一時人氣動揺いたし候所え、諸藩士並に浪人の輩、平其身に不足有之候者共、人氣の騷立候を好き折といたし、妄に鎖國攘夷杯申儀を唱へ、諸大名え説込、又は京都え立入、議論の不及所は力業にて公然と人を殺害致す等、其勢追々増長致候に付、一には其勢に切れ、一には其説に迷ひ候て、京都始諸侯にも右浪人共の申分に致一味候者も有之哉にて、既に一昨年大和一揆、尙又野州騷動、長州暴發等、不容易儀指起り、何れも表向は尊王攘夷杯唱候得共、内心は不測之禍心を抱き候義、誠に以て恐多義に御座候。畢竟は京都雲上の人々並に諸大名の下情に通せず、輕々敷下人の申立を取用ひ、愚弄被致候より指起候義にて、時運とは乍申、下より上を凌ぎ、御國法を不奉恐惡弊に御座候。

一 公儀にては既に外國と御條約御取結相成、御條約面と申は、一語たりとも双方より違變不相成筈のものにて、外國よりは御條約面を押へ正論申立候所、御國內の形勢前條の通りにて、所々御指支有之、何分にも御條約面通り御仕向被遊兼候御場合有之、御役人様方の御心配も不一方、鎖國の舊習俄に難改、國內人心不居合杯、言葉を盡し

御辨解被爲有候義に御座候得共、最早御開港以來七ヶ年にも相成、今以て御國內居合不申、時々外國人を暗討いたし候杯、世界萬國を被爲對御國辱とも相成候義指起り、外國人も此儘にては彌々以際限無之、此上は京都を直談いたし、此迄 公儀にて御取結相成候御條約に京都の奥印を取候より外無致方儀と見据、則今般各國の軍艦大坂を相廻候義に御座候所、内外余程御六ヶ敷御時合にて遂々

公方様御辭職と迄被仰立、漸條約の義御許容の旨 京都より被仰出候由、乍恐内々承知仕候。右の次第に付外國軍艦は一と先づ大坂表引拂候得共、右御條約御許容と申義一應被仰出は御座候とも、此迄の御條約面御改、且兵庫も御開港被成間敷趣に候得は、其分にては外國にて決して承伏仕間敷、又々不遠内事件指起可申、詰りの所唯今より愚察仕候に、公武の御間柄此儘に御合體相成間敷哉に奉存候。

扱 公儀にて無御構、京都邊の義御心配不被遊、關東は關東にて外國との御條約取結、御國內を御制服被遊候御威光御張立相成、諸大名は銘々の心得にて向背を可定杯、陰然たる御趣意にて世間の議論に御動搖不被遊様相成候はゞ、此迄は内外の御心配

公儀は一年にて御引請相成、無實之御苦勞被遊候得共、一時に御事少に相成、御威光は行届可申、然處右に付困り候者は諸大名に御座候。諸大名は因より此迄自分に覺悟も無之候て、公儀の御心配を格別恐察も不奉、唯無事に傍觀いたし候間には恐多くも世の動亂を幸として私を營候向も有之哉の所、一旦右様意外の御時勢に相成候はゞ、其進退如何可致哉。諸家迎大概平日より一定之國是相立候向は無御座、萬一危急の時に臨候はゞ唯家來共の議論にて、或は關東と云ひ、或は京都と云ひ、或は獨立と云ふ杯、口論同様の評議にて、評議最中にも不測の難題指起可

申、實に氣の毒の事共に御座候。就ては 御家の義は由來格別御恩顧の御家柄、萬々一右様の御場合に至り候とも御疑惑可被爲有義萬々無之は固より申にも不及義に御座候得共、前條にも申上候通り、當時勢下より上を凌ぎ、御國法を不奉恐一般の風俗と相成義に付、多き御家來の内には心得違の者可有之難斗、夫が爲め御政道の御趣意も世間に貫通不致、唯下々の騒立候所より意外の御風聞を被爲受、御家の御瑕瑾とも可相成義出來可申哉と深く奉恐入候御義に御座候間、兼てより

御家之義は如何様危急の御場合に被爲臨候とも、公儀え御忠節の外御他事無之と申御趣意斷然と被爲立、平生些細の事迄も御實直第一に被遊、人心の向ふ所を御定被成度義に御座候。

一 治にも亂にも忘るべからざるは武備にて、武備不整候得ば、假令國論定り人心の向ふ所不動候とも、事に臨其議論を押立候力無之、後れを取候様可相成奉存候。就ては熟考仕候に、此迄 御家において文武御引立の仰出は度々御座候え共、乍恐十ヶ年前の御模様と相替義無之は、全御一定の御趣意不貫、人氣の向候所目當無之、銘々思ひくゝの量見を立候よりの事と存候。一體武備の義は此迄諸家にてても武人の多く出來候様と而已心掛、専ら槍劍術の世話いたし候得共、一國の武備と申は強ち武人の多所には無之、備の法を立候義肝要に御座候。古來武田上杉家は武功の家と申、又乍恐

東照宮三河御在國の時天下無敵の御勢被爲有候え共、甲越の家來盡く武人にも有之間敷、三河士は何れも槍劍の達人にて

東照宮も御勝利被爲有候と申儀も承不申、左候えば國の強弱は武人の多少には拘らず、武備の法の整と不整に依候



義と奉存候。扱今日の武備に至候ては時勢の變遷も有之、西洋流の外實用相成候法無御座、西洋武備の大趣意は先づ士を養候に力業の武術を急務と不仕、士たる者は専ら文學を勉、物理を窮め、事情に通し、人を御するの法を學び、力業の武人を指圖致候義にて、譬へば砲術に致候ても士分の者は士卒進退の法を心得、指引いたし候而已にて、自分にて狙撃抔致候を専務とは不仕義に御座候。右の次第に付

御家においても此度は彌以御武備不殘西洋流に御變革相成、人々の心得方區々不相成様、一方に御法定被遊、士分の面々へは専ら西洋の文學御引立、御一國の御武備御整相成候様仕度奉存候。尙御武備の義に付委細の義別紙書面相可認指上候。

一 御武備御變改に付ては一時御入費も莫大の義に付、御勝手方の義御心配無之ては不相叶候得共、此迄の御暮向何程御取詰相成候とも際限有之義にて、迎も御存分の儀出來申間敷候間、矢張、公邊の御趣意に基き、交易商賣の利を以て御武備の御用途に仕度、就ては先づ不取敢蒸汽船壹艘御買上げ被成度、唯今蒸汽船御買上相成候得ば、年々余程の御利潤に相成、御武備の御用は大概相濟可申奉存候。且昨今の御時勢にて蒸汽船所持にも相成候えば、公邊の御付合は宜敷、其上世間え被爲對候所も御家の御威光に相成可申、則御船御買上げ斗にても、何となく御武備の御一端に御座候。

御船買上げの義は委細書面相認、先日元々筋え指出置候間、御都合次第御一覽可被成下候。

右は不容易御事柄、私體の議論可仕義には無御座、恐多奉存候え共、當時指迫指急候御場合に付、忌憚をも不奉

憚、不取敢申上度義、何卒御覽被成下、其の上可然被思召候はゞ、御在所表えも被仰送候様仕度奉願上候。以上

丑十月

福澤諭吉

(塾員服部禮次郎氏所藏)

二

右に掲げた福澤上書は慶應元年乙丑十月(一八六五年)、當時の中津藩奥平家の江戸詰家老に呈したものであらうと推定される。藩主は奥平昌服であつた。慶應元年の江戸詰家老は誰れであつたかは、中津藩政資料の調査が十分でないため、いまのところ明かにできないが、江戸詰家老奥平壹岐が文久三年にその職を免ぜられたあとの者であつたであらうことは推量される。それならば、どうして福澤が中津藩の當路者に上書したか、そして慶應元年の前後數年間に於ける中津の藩状はどんなものであつたかについて概観する必要がある。文久三年の頃のことを「中津藩史」(黒屋直房著)は斯う傳へてゐる。

嘉永以來國際の關係起り海内騷然各藩々政を改革して緩急に應ぜんとするの秋に當り、我藩依然と因循として舊態を政めざるを慨し有志の輩、今年正月を以て相議し、此の如きは畢竟奥平壹岐の專權・横擧、本藩を離隔するの結果に因るものなれば壹岐を限隠せしめて君側の奸を除かんとし三月十五日一書を大身奥平圖書に呈す、翌日老臣評議して慰諭するも承服せず、竟に同志上府して事を決せん事を迫る、藩廳百方説示して議漸く止む。

これは「亥年の建白事件」といつて奥平壹岐の家老職を免じ祿二百石を削ぎ、藩外に追放した事件である。中津藩に

於ても下士の勢ひが漸く力を得て上士を凌ぐ藩狀を示してきたことを物語るものである。福澤の「舊藩情」では、此の間の下尅上の状態を斯う云つてゐる。

右の如く上士の氣風は少しく退却の痕を顯はし、下士の力は漸く進歩の路に在り。一方の釁の乗ず可きものあれば他の一方に於て之を默せざるも亦自然の勢、これを如何ともす可らず。此時に下士の壯年にして非役なる者（全く非役には非ざれども藩政の要路に關らざる者なり）數十名竊に相議して、當時執權の家老を害せんとの事を企てたることあり。中津藩に於ては古來未曾有の大事件、若し此事をして三十年の前にあらしめなば、即日にも其黨與を捕縛して遣類なきは疑を容れざる所なれども、如何せん此時の時勢に於て之を抑制すること能はず、遂に姑息の策に出で其執政を黜けて一時の人心を慰めたり。二百五十余年一定不變と名けたる權力に平均を失ひ、其事實に顯はれたるものは此度の事件を以て始とす。（註—「舊藩情」は明治十年の執筆・福澤の生前發表されず、死後明治三十四年六月發表されたものである。）

以上のやうに、漸く中津藩でも改革の氣運にあつたけれども、藩廳は因循でさしたる改革も行はれなかつたところが、その翌年の元治元年には、長州藩の暴動によつて藩外のこと騒然となり、十一月には中津藩でも長州に出征することとなり、藩主昌服自ら中津軍を率ひて小倉領内の黒原まで出陣した。そして慶應元年の正月に出征軍は中津に還つた。しかるに第一回長州暴動には幕府の征討軍は戦はずして引上げ、長州は兵制を整備し、新式武器を充實して幕府の壓力に對して隱然抵抗の形ちをとつてきた。しかも元治元年には長州は下の關で外國船を砲撃して對外國關係は事面倒となつた。福澤諭吉は當時、幕府の外國方に出仕して外交文書の翻譯に當つて居り、江戸にあつて國內諸藩の事情許りで

はなく、外國關係にも精通する地位にあつた。斯やうに物情騒然たる中にあつて、自藩の中津を見れば何等爲す所なく時を過ぎてゐる有様である。そこで、熱血多感な福澤は黙してゐることが出来ず、江戸詰の當路者に上書して改革意見を述べ、然る可しと考へられるならば、在所表（中津）へもこの書類を送つて貰ひ度いと附記したものであらうかと思はれるのである。

福澤の上書に於て注目すべきものは三ヶ條がある。その第一は危急の場合には徳川家に對して斷然と忠節を盡すべきであるといふことである。上書は云ふ。

御家の義は如何様危急の御場合に被爲臨候とも公儀えの御忠節の外御他事無之と申御趣意を斷然と被爲立、平生些細の事迄も御實直第一に被遊、人心の向ふ所を御定被成義に御座候。（福澤上書）

第二には、藩の兵制を改革して西洋流を採用すべきだと主張した點である。一體武備がなくては國論を統一しても、一旦の事に臨んでその議論を押し立てる力がない、ところが、その武備についてこれまで諸藩でも武人の人數を問題にしてゐるけれども、一國の武備の強弱は武人の多寡ではない、武備の法の整、不整に依る。そこで從來の日本流をやめて西洋流を採用すべしと提案してゐる。

西洋武備の大趣意は、先づ士を養候に力業の武術を急務と不仕、士たる者は専ら文學を勉、物理を窮め、事情に通し、人を御するの法を學び、力業の武人を指圖致候義にて、譬へば砲術に致候ても、士分の者は士卒進退の法を心得、指引いたし候而已にて自分にて狙撃致候を専務とは不仕義に御座候。（同上）

こゝで福澤の云ふ「文學」とは學問一般を指し、「物理」には自然科學一般を意味するものである。中津藩では過去

十十年の間、度々文武の奨励はやつてきたが、差して變つたことがないのは一定の方針が樹つてゐないからである。だから此度は武備一切を西洋流に變革して士分の者には西洋の學問をさせたらどうか、兵制については別に詳細書面に書いて差出さうと福澤は云つてゐる。しかし、別刷の兵制意見書は未だ見當らない。

第三に重要なことは兵制改革による軍費の據出について福澤は「交易商賣」を始めてその利潤を充てゝはどうかと主張してゐることである。

武備御變改に付ては一時御入費も莫大の義に付、御務手方の義御心配無之ては不相叶候得共、此迄の御幕向何程御取詰相成候とも際限有之義にて、迎も御存分の儀出來申間敷候間、矢張 公邊の御趣意に基き、交易商賣の利を以て御武備の御用途に仕度、就てに先づ不取致蒸氣船壹艘御買上げ被成度、唯今蒸氣船買上相成候得ば、年々余程の御利潤と相成、御武備の御用は大概相濟可申奉存候。(同上)

福澤は氣船の買上については別に詳細な書面を書いて元々筋に提出して置いたようであるが、この文書も亦、不明である。

この福澤上書は果してどう取扱はれたか。江戸詰の當路者に提出したものが、在所表(中津)の長老筋にも示されたかは、今のところ不明であるが、此の福澤意見が實際に採用されなかつたことだけは證かである。この上書に對する取扱ひは福澤の満足すべきものではなかつたやうである。福澤は重ねて中津の長老筋にもう一度入説したのではなからうかと思はれる節がある。福澤が上書した翌年慶應二年の二月、在中津の本身、島津祐太郎に宛てた書翰は此の上書の説と相關聯するやうに推定されるのである。島津宛の書翰は左の通りである。

兩三年來江戸の形勢も一面目を改め、専ら西洋法に赴き、既に公儀にては横濱え英佛學校御取建相成、其外海陸軍の御世話も不相替盛にて追々人物も出來申候、就ては諸藩にても自ら其風に從ひ、何れも西洋學の心配いたし、諸所より出府のもの多く、先を争ひ開國に進歩いたし候姿に御座候。然る處奥平家におゐては今日に至るまで無其義、所謂古法舊例を守る者歟、富國強兵の事に就ては一事も見らるべきものなし、殘念不少候。扱國家の弊を歎息するも書生論にて、國家の弊を救ふも是亦書生の關する所と存候。依て今中津の弊を枚舉し亦之を救ふの策を論ずべし。

一、中津に文學の教なし。世間見ずの田舎風にて、才も不才も門地を以て無上の天爵と思ひ、世間普通の道理を知らず、去迎又眞の田舎風を守り盡忠報國の外他事なしの一片の丹心あるにあらず、才ある者は狡猾姦佞に流れ、才なき者は頑癡固陋に陥り、人々己が所業を好き事と思込み、更に一和することなし。狡猾の才を以て頑陋の愚を御せんとし、頑陋の愚を以て狡猾の才を壓せんとするも、共に行はれざる事にて、遂には争鬪の基を醸し始末の出來兼る場合に至るべく、既に中津の舊習にて集會と云、徒黨と云、義絶と云、中間喧嘩と云、格式論と云、御役争と云ふ等、皆是争鬪の一端に御座候。加之近來は世上不穩、動もすれば下より上を凌ぎ、國法を恐れざるの惡風流行するに付、御家中多人數の内には輕狂の者有之、前後も不辨、徒に平生の不逞を訴へ、意外の災害を生ずべきも難計、既に昨年より佐賀良侯筑前侯杯にも其例有之、恐るべき事に候。元々中津杯も外國船の來る氣遣もなく、又隣國より攻入る杯と申大變も有之間敷、唯恐るべきは自火なり。

一、前段は中津風の流弊を掲げ後日の禍を恐れ候得共、憂國の者は又之を救ふの策を設けざるべからず。則其策は

文學（此迄の漢學にあらず、趣意は或云隨筆に詳なり）を盛にするなり。方今中津中に文學を引立、人々見聞を博くし、人の人たる道理を知らしめ、銘々向ふ所を知り、安ずる所を得ば、各才不才の分を守るを知り、之を小にすれば一身の樂にもなり、之を大にすれば國家を憂ふるの大趣意を解し、豈計らんや、此まで喜びし事は喜ぶべきにあらず、此まで怒りし事は怒るべきにあらず、昨日の争は今日の譲りとなり、昨日捨てたるものは今日争ふに至り、御家中の喜怒哀樂一變して人氣調和し、從ては富國強兵の道も開け可申哉に存候。就ては唯今官府の命を以て貴族の子五十人計洋學執行被仰候様致度候得共、昨今中津の勢中々右様の場合に無之は人の知る所にて喋々辨論建白するも亦愚なり。依て凡そ御家中に服國の意あらん者は自分にて思立、當主にて壯年の者は自ら執行に出で、老年にて男子ある者は其の子を出し、漸々に誘引するより外に策略有之間敷、先生は中津にて人望を得、人の標的に候得ば、先づ御令息様を御指出し被成度、其外大夫方の男子も如何様に歎御説諭被成、洋學執行致度、早々思召立相成候様、爲國御勸申上候。

右は小生の存付丈け大略申上候。尙報國の御良策も御座候はゞ被仰聞度奉願候。

頓首。

二月六日

福澤諭吉

島津老先

机下

尙以本文に申上候西洋學と申は、砲術器械術航海術抔、業前の事を指すにあらず。學と術とは自ら分別に有之事に

御座候。混合すべからず。爲念申上候

追 啓

一、此手紙は御採用の有無に關らず一封の御返事被下、篤と御議論相伺度奉存候。

一、戲に或云隨筆と申者をデタラメに記し申候間御目に掛け申候。此は初めの處少々計に候得共、尙出來候はば、可指上奉存候。

(「續福澤全集」第六卷所收)

前記の上書に於ては、福澤は藩の兵制改革を進言し、武備の整備のために士分の者に西洋の學問をさせるように主張してゐるが、島津宛の書翰では、中津一藩の富國強兵策として西洋の學問獎勵の必要を痛論してゐる。何れにしても中津の藩風と藩廳の施政についてあきたらざるものを感じ、之れについて改革意見を入説してゐることだけは受け取られるのである。島津は中津の大身の長老で、藩政に參劃した人であつた。その子島津萬次郎は明治三年八月に義塾に入塾してゐるが、恐らく右の書翰の勸告に由つたものであらう。

本小論の趣旨は福澤が自傳で語つて、藩の政廳に淡泊であつて、一度も建白をしたことが無いと云つてゐることは、事實さうではない、自傳の記述には註釋が必要である、一時代ではあるが、福澤は藩政に關して當路者に入説して、出來ることならば、中津藩の富強を圖らうとしたことがあつた事實を明かにすることである。従つて福澤の中津藩との關係全般を論じようとするのではない。全般の問題について別の機會に譲ることにし度い。

註記—福澤諭吉は何故に自傳に於て徳川幕府に對する立場を不明瞭にしたり、中津の藩政に無關心であつたと特に書いてゐるか、一



見理解し難いところである。私の察する所では斯うではなかつたかと思ふ。慶應元年の中津藩の當路者に對する上書も慶應二年の徳川幕府の當路者に對する上書も共に上書の立場に共通のものがある。福澤は幕臣として佐幕の立場をとつて、京師の所謂、勤王の志士に對しては浮浪の徒と呼んでゐる。慶應元年二年の頃は福澤は佐幕の立場から徳川幕府の強化策を提案し、同じく徳川譜代の中津藩の富國強兵策を主張してゐる。然かも、明治初年になつても、明治政府の召命には遂に應せず、民間に獨立して生涯を終つてゐる。斯ういふ福澤が明治三十年頃、「福翁自傳」を書いたその時は世に謂ふ明治の聖代であつて、維新のとき政治に働いた人達は、働いたときの心事はどうあらうとも、兎も角、功績書を自分で作るか、或は人に作つて貰ふかして爵位勲等を我れ先きに受けて問もないときである。福澤は明治三十年頃の時勢に憚るところがあつて、幕末・明治初年の心事については、有りのまゝを語らず、筆を多少曲げたものではなからうか。これは私の推量である。

### 福澤百助藏書に就て

福澤百助の舊藏書が現在大分縣白杵圖書館に所藏せられてゐることは「福澤諭吉傳」第一卷三二頁に記され、その書目八十冊が掲げられてあるが、昭和二十八年四月末に白杵圖書館を訪問して實見したときには、傳記所掲の書目に擧げられてゐないものが更に四部十四冊見られた。いづれも福澤の藏書印が押捺してある。即ち左の如し。

刊謬正俗 一冊(刊本)

茆廊偶筆 一冊(寫本)

江邨銷夏錄 六冊(刊本)

古文觀止 六冊(刊本)

なほ、同圖書館では「讀禮通考」三十二冊の刊本をも、福澤藏書の中に數へてゐるが、この書は福澤の藏書印もなく、確實な證據は見當らぬ。疑を存しておく。(富田正文)

### 中津藩文書に見えた「學問のすすめ」初編の寫本に就て

舊中津藩文書(中津市立圖書館所藏)の「見聞雜記」と題する寫本綴の中に、無標題にて「學問のすすめ」初編の寫本があるが、その末尾の文章が、愛知縣僞版の「學問のさとし」と全く同一で、最後に「辛未十二月 元中津縣」と記してある。按ずるに、この頃諸方の府縣で同一の僞版を作つたものであらう。(富田正文)